

令和7年3月12日
北九州市

入札参加者 各位

現場代理人及び技術者の配置等について（令和7年度 改正概要）

北九州市が発注する建設工事における現場代理人及び技術者の配置等について、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

また、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を改正するとともに、「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」を策定しました。

本市発注工事の入札にあたっては、確認のうえ、参加いただくよう留意してください。

記

«改正の概要»

1 現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

	現行	改正後(令和7年4月1日～)
対象工事	本市発注工事(上下水道局、交通局、公営競技局を含む)	本市発注工事(上下水道局、交通局、公営競技局を含む) 他の公共工事(国及び地方公共団体、本市が指定する団体(別表)※)
工事件数	2件まで	同左(変更なし)
上限金額	請負金額4,500万円未満 (建築一式工事は9,000万円未満)	同左(変更なし)

なお、本市以外が発注者である場合は、当該発注者の承諾がある場合に限ります。

詳細は、下記「8 規程等」の「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

2 現場代理人の途中交代について

現場代理人の途中交代の理由に制限を設けないこととします。

	現行	改正後(令和7年4月1日～)
交代理由	「やむを得ない理由」がある場合 具体的には、「監理技術者制度運用マニュアル」に例示された理由のとおり	交代理由の条件(制限)なし (ただし、工事監督課が工事現場の運営に支障がないと認める場合に限る)

なお、主任技術者・監理技術者の交代については、変更ありません。

詳細は、下記「8 規程等」の「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」の「5 技術者等の途中交代について」を参照してください。

3 監理技術者の専任緩和(専任特例2号)について

建設業法改正及び建設業法施行令改正により令和2年10月1日から、監理技術者補佐を配置することで、監理技術者が2つの現場まで兼任できる制度(専任特例2号(旧「特例監理技術者」))が運用開始されていますが、本市発注工事における対象工事の基準を下記のとおり定めます。

なお、本基準は、本市が発注者として特に定める事項であり、制度の詳細、監理技術者補佐の資格要件等は、「監理技術者制度運用マニュアル」を活用します。

(根拠法令:建設業法第26条第3項ただし書及び同項第二号)

	現行	改正後(令和7年4月1日~)
対象工事	個別の工事ごとに判断	<p>次の①から③の全てを満たす工事(ただし、下記の【対象外工事】を除く。)</p> <p>① 発注者が、本市(上下水道局、交通局、公営競技局を含む。)のほか、国及び地方公共団体、本市が指定する団体(別表)であること。</p> <p>② 工事現場が市内及び本市に隣接する市町村の区域内であること。</p> <p>③ 請負金額が<u>3億円未満であること。</u></p> <p>【対象外工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事・ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事
	—	令和7年4月1日以降、専任特例2号の対象工事は、入札公告又は指名通知に「兼任配置を認める対象工事」であることを記載することとします。

詳細・手続は、下記「8 規程等」の「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」の「4 技術者の配置について」(2)を参照してください。

4 工事外注計画書について

下請契約を締結した場合に提出する「工事外注計画書」の提出について、次のとおり、提出回数及び契約担当課への提出方法を改めます。

	現行	改正後(令和7年4月1日~)
提出回数	工事監督課:下請契約(当初)及び 変更の都度 契約担当課:下請契約(当初)及び 変更の都度	工事監督課:下請契約(当初)分と最終変更 分のみ 契約担当課:最終変更分のみ
提出方法	工事監督課:紙提出 契約担当課:紙提出	工事監督課:紙提出 契約担当課:紙提出 又は 電子メール※

- ※ ①従来どおり紙で提出又は②下記電子メールアドレスに送信する方法のいずれも可
- ※ の電子メールで提出する場合は、メールの件名を
「【外注計画書】〇〇〇工事(工事名称)」と入力し、外注計画書を「Excel」、「ドキュワーズ」
又は「PDF」ファイルにして、送信してください。

契約担当課	提出先メールアドレス
技術監理局契約課	市が指定する提出先メールアドレスを記載
都市整備局東部整備事務所	
都市整備局西部整備事務所	
上下水道局東部工事事務所	提出先アドレスは、別途お知らせします。
上下水道局西部工事事務所	

5 施工体系図について

適正な安全管理体制の徹底のため、「災害防止協議会」等を労働安全衛生法に則した記載となるように様式の一部を改正します。

	現行	改正後(令和7年4月1日~)※
様式	—	<ul style="list-style-type: none">・「災害防止協議会」に関する記載について、現場の労働者人数にあわせた記入を徹底するよう記載欄を整理・2者以上の元請が同一場所で混在作業する場合の「統括安全衛生管理義務者」(統括安全衛生管理を講ずべき者)の記載欄を明記

「災害防止協議会」等の記載についての問い合わせ先:技術監理局検査課 TEL093-582-2038

※令和7年4月1日時点で施工中の工事については、旧様式の使用も可とします。

6 施行期日

令和7年4月1日から施行(既に施工中の工事も対象)

ただし、専任特例2号において、対象となる入札公告、指名通知に「兼任配置を認める対象工事」であることを記載する取扱いは、令和7年4月1日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用します。

7 留意事項

「1 現場代理人の兼任について」、「3 監理技術者の専任緩和(専任特例2号)について」における「本市が指定する団体」は以下のとおりです。

別表

本市が指定する団体
福岡北九州高速道路公社
北九州市住宅供給公社
公益財団法人アジア成長研究所
公益財団法人北九州国際交流協会
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団
公益財団法人北九州国際技術協力協会
公益財団法人北九州市環境整備協会
公益財団法人北九州観光コンベンション協会
公益財団法人北九州産業学術推進機構
公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会
公益財団法人北九州市学校給食協会
株式会社北九州輸入促進センター
皿倉登山鉄道株式会社
北九州貨物鉄道施設保有株式会社
北九州高速鉄道株式会社
ひびき灘開発株式会社
北九州埠頭株式会社
北九州エアターミナル株式会社
株式会社北九州ウォーターサービス
社会福祉法人北九州市福祉事業団
公立大学法人北九州市立大学
地方独立行政法人北九州市立病院機構

8 規程等

- 1 「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」
- 2 「現場代理人の兼任届(兼承認書)」(新様式)
- 3 「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」
- 4 現場代理人兼任の手続きイメージ
- 5 「監理技術者兼任届(専任特例2号)」(新様式)
- 6 施工体系図新様式:「施工体系図(R7.4.1~)」

＜問い合わせ先＞-
技術監理局 契約制度課
電話582-2545